

令和7年度 「しがの学び・居場所の保障プラン」に係る不登校支援事業概要

参考資料3

NO	事業名	事業概要
1	心の教育相談センター事業	不登校や行きしぶりについて、幼児、児童生徒、保護者や担当教員に対し、来所や電話による相談事業。 ○相談期間：令和7年4月7日から令和8年3月19日（土・日・祝日・年末年始等を除く） ○相談時間：10:30～12:30、13:30～17:30
2	SNSを活用した子どもと親の悩み相談事業	様々な悩みを抱える子ども（県在住・通学の小中学生、高校生等）や保護者に対し、LINEを活用した相談事業。 ○相談時間：16時から24時 ※今年度の拡充点 6月から相談時間を延長（22時→24時）、相談員を増員（常時3名→4名） 夏休み・冬休み・春休みのうちそれぞれ2週間は、主に子ども若者を対象とした相談時間（12時から16時）を拡充。
3	「届ける家庭教育支援」地域活性化事業	学びの場や相談の場など出向くことが難しい家庭を訪問して支援を届け、保護者への支援を通じて子どもの育ちを支えるアウトリーチ型の家庭教育支援活動。 これまでから支援に関わってきたSSWSV等、家庭や子どもの状況を的確に把握し、多角的な視点からの支援ネットワークづくりの手法と力を持ち合わせた者を「家庭教育支援アドバイザー」として各市町に派遣するとともに、実践事例集を活用し、各地域の実情に応じた手法で、家庭教育支援チームを中心とした「届ける家庭支援」の持続可能な取組が進むよう支援する。 ○研修会 6月20日（木） 家庭教育支援基礎研修会 9月12日（木） 家庭教育支援専門研修会 ○交流会 1月23日（木） 家庭教育支援実践交流会
4	【新】不登校児童生徒を持つ保護者交流会・相談会	行きしぶりや不登校の状態にある子どもを持つ保護者同士の情報交換の場や、不登校の子どもを持った経験のある保護者の話を聞く等交流の場の提供。保護者や子どもが抱える課題、不安に対し個別相談会も設けることで保護者の負担を軽減し、心身の健康維持を図る。 また、誰にでも起こりうる不登校について学識経験者等にも講演いただき、社会的な不登校の理解促進を目指す。 ○開催回数 年3回（9月：米原、11月：草津、1月：近江八幡 で実施予定） ○内 容 講演会、保護者交流会、個別相談会（希望者のみ）
5	【新】医師から学ぶ医療的知識研修	子どもを支える教員、家族、SC、SSW、民間施設・福祉関係者等を対象に、医療的知識の習得に向けたオンデマンド研修を実施し、不登校をはじめとした多様な状況にある子ども一人一人にあった支援につなげる。 ○講義内容 （1）教職員等向け（1テーマ60分） ① 起立性調節障害を含む心身症 ② 虐待含むトラウマ ③ 自殺予防を含むオーバードーズ、自傷行為 （2）保護者向け（10～20分） 子どもとの関わり方で気をつける事等

6	【新】地域における不登校の子どもへの切れ目ない支援事業	小中学校の不登校児童生徒数が全国、県内とも過去最多となっている中で、どこかの支援にもつながっていない児童生徒が一定数いる現状にあるが、一人ひとりの状態に応じた支援を行い、支援につながっていない児童生徒をゼロにしていくための取組を進め、社会的な自立につなげていく。 【内容】 効果的なアセスメント手法の検討 ① 不登校支援員による市町等現場へのヒアリング ② 協力市町における効果的なアセスメント手法の実証等 ③ 啓発資材の作成
7	スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業	不登校等の課題の大きい小学校に福祉に関する専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、児童を取り巻く環境の調整・改善を図ることにより、子ども支援の充実を図るとともに教員の実践力を高める。 スクールソーシャルワーカーの配置時間数を段階的に増やし、支援の充実を図っていく。
8	スクールカウンセラー（SC）活用事業	専門的な知識をもつ公認心理師や臨床心理士等を小中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校に配置するとともに、中学校区内の小学校に派遣し、児童生徒へのカウンセリング、教員への指導・助言にあたる。 段階的に配置を拡充し、支援の充実を図っていく。
9	【新】1人1台端末を活用した「心の健康観察」推進事業	全ての県立高等学校で実施するとともに、各市町における1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入を推進する。 (参考) R6年度 4市町、県立学校（4校）で実施
10	校内教育支援センター支援員配置事業	校内教育支援センターの支援員を配置する市町に対し補助する。 (参考) 11市町が国の補助金申請
11	【新】オンラインを活用した不登校支援事業	市町立学校の不登校児童生徒に対して、オンライン会議ツールを活用し、心理的安全性の高い他者とのつながりの場を構築する。 オンラインツールを活用し、参加者に対して臨床心理士や公認心理士等の専門家によるソーシャルスキルや自己肯定感を高めるプログラムを実施し、社会的自立のための支援を行う。
12	子どもの居場所づくり支援体制強化事業	事業推進員を配置し、地域特性に応じた居場所の立ち上げ支援、居場所における多機能化の促進、支援者や運営者へ伴走支援を行う。 ※「事業推進員」を県社会福祉協議会、困難を抱える子どもの支援に知見のある任意団体に配置し次の業務を行う。 ・地域特性に応じた居場所の立ち上げ支援 ・居場所における体験の提供等の提供支援 ・各地域で個々居場所の利用調整等に携われる職員、居場所の運営等に対する個別相談、伴走支援
13	【新】フリースクール等民間施設利用者支援事業費補助金	不登校の子どもが学校外における多様な学びの場・居場所を確保し、子どもの生きる力を育むため、民間施設利用料の助成を行う市町に対し補助する。 ○県補助先：市町 ○補助対象経費：フリースクール等民間施設の利用者が支払う授業料に対して市町が補助する額 ○県補助率：1／2 ○県補助上限額：子ども1人あたり月額5,000円

14	【新】SSW活用事業（アウトリーチ支援等関係）	不登校等の課題の大きい小学校に福祉に関する専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、児童を取り巻く環境の調整・改善を図ることにより、子ども支援の充実を図るとともに教員の実践力を高める。 既存のスクールソーシャルワーカー活用事業を拡充し、ケース会議への参画や教職員への助言等を通して、学校内外の専門機関等で相談・指導を受けていない不登校児童生徒へのアウトリーチ支援に係る取組の充実を図る。
15	しがの学びの保障・居場所の確保推進協議会の設置	「しがの学びと居場所の保障プラン」に基づく施策の進捗確認・検証や施策の更なる発展、必要に応じたプランの見直しにあたり、有識者等から意見を聴取するため設置。 ○開催回数 4回（予定） ○開催時期 第1回 6月、第2回 8月、第3回 10月、第4回 12月
16	多様な学びの場・居場所等情報提供事業	行きしぶりや不登校の状態にある子ども・保護者への相談支援として、県内の学びの場や居場所に関する民間施設、親の会、公的支援機関などの情報を「滋賀の多様な居場所・学びの場」電子版リーフレットとして県HPに掲載、保護者等へ提供することで、学校内外の専門機関等で相談・指導を受けていない不登校児童生徒を支援につなげる。 今年度は、令和6年度に作成した電子版リーフレットの情報更新を行う。